

和歌山県ライフル射撃場管理及び使用規則

公益社団法人和歌山県体育協会

和歌山県ライフル射撃場管理及び使用規則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 公益社団法人和歌山県体育協会（以下「県体育協会」という。）は、和歌山県ライフル射撃場（以下「射撃場」という。）が、安全と環境保全に配慮しつつ適正に管理及び使用されるよう必要な事項を定めることを目的として、この規則を定める。

(安全管理)

第2条 県体育協会又は県体育協会から管理を委託された者（以下「県体育協会等」という。）は、射撃場が安全に管理されるよう、射撃場内の作業環境の整備並びに機械装置及び用具の点検に努める。

(環境測定等)

第3条 県体育協会及び県体育協会から管理を委託された者は、土壌汚染の防止等、射撃場の環境保全に細心の注意を払い適正な管理、運営を行う。

2 県体育協会は、射撃場の環境測定について、1年以内ごとに1回、定期的に射撃場内及び射撃場周辺における土壌の鉛の濃度を測定する。

3 県体育協会は、前項の測定結果を土壌汚染対策法（平成14年5月29日 法律第53号）の指定基準に照らし当該地区自治会へ報告する。

4 県体育協会は、射撃場からの排水について、1年以内ごとに1回、定期的に射撃場周辺の水質検査を行い当該地区自治会へ報告する。

5 土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合、県体育協会は、環境を改善するための必要な措置を講じる。

(使用許可申請)

第4条 射撃場の施設又は設備を使用しようとする者は、射撃前に銃所持許可証、射手手帳及び公益社団法人日本ライフル射撃協会会員証を県体育協会等に提示し、県体育協会等の許可を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第5条 前条の規定により使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、法令に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。なお、従わない場合は、許可を取り消すことができる。

(1) 公益社団法人日本ライフル射撃協会が定める危害予防規則を完全に理解し、射撃の安全に注意しなければならない。

(2) 使用者は、射撃場の指定に係る種類の銃砲又は実包以外の銃砲又は実包によって射撃をしてはならない。

(3) 使用者は、射撃場の指定に係る射撃の方法以外の方法による射撃をしてはならない。

(4) 定められた射座以外をみだりに使用したり、他人に迷惑となる行為をしてはならない。

(5) 複数で射撃を行うときは、必ず射場長を定め、その指揮の下に行うこと。

(6) 使用者は、射撃終了後、必ず別記様式に定める使用簿に所定事項を記入の上、署名

し、県体育協会等に提出しなければならない。

(7) 常に射撃場内外の整理整頓に努め、使用後は廃弾拾い等の清掃を行うこと。

(8) 射撃場の施設又は設備の破損等生じさせた場合は、速やかに県体育協会等に報告しなければならない。

(9) 射撃場内での事故等については、本人の責任において、迅速に対処及び処理し、速やかに県体育協会等に報告しなければならない。

(10) ゴミは、持ち帰ること。

(11) 射撃場周辺の田畑又は山林への無断での立入りについては厳に慎むこと。

(使用の許可)

第6条 次の各号に該当するときは、使用を許可しないものとする。

(1) 射撃以外に使用するとき。(ただし、県体育協会等が使用について特に支障がないと認めた場合を除く。)

(2) 建築物及び付属物をき損する恐れがあるとき。

(3) 法令等に違反して使用するとき。

(4) 秩序をみだし公益を害するとみられるとき。

(5) その他管理上適当でないとみられるとき。

(原状の回復)

第7条 使用者は、不可抗力によるもののほか、使用中に建築物その他、構造物をき損した場合は、実費により原状に回復しなければならない。

(使用料及び減免)

第8条 この射撃場の使用料は、別表のとおりとする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、使用料を減免することができる。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。